

議案第21号	文化財の県指定について
--------	-------------

### 1 提案理由

平成26年5月22日に石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について  
答申があつたため

### 2 根拠法令等

石川県文化財保護条例第26条第1項

### 3 指定内容

民俗文化財

種別	名称	保護団体	所在地
無形民俗文化財	輪島の海女による伝統的素潜り漁技術	輪島の海女漁保存振興会	輪島市海士町地内ほか

### 4 指定日

告示日

## 輪島の海女による伝統的素潜り漁技術

1 種 別 民俗文化財（無形民俗文化財）

2 名 称 輪島の海女による伝統的素潜り漁技術

3 所 在 地 輪島市海士町あしままち 地内ほか

4 保 護 団 体 輪島の海女漁保存振興会

5 説 明 別紙のとおり

6 写 真 別紙のとおり

7 維持保存方法 保護団体にて維持

8 指 定 基 準 石川県指定無形民俗文化財指定基準 3項3号

9 参 考 資 料  
『奥能登外浦民俗資料緊急調査報告書』 1975 石川県立郷土資料館  
『海士町開町350年記念誌』 1997 海士町自治会  
『海女文化基礎調査報告書』 2014 石川県

## 別紙（指定理由）

### 輪島の海女による伝統的素潜り漁技術

女性の素潜りによる海女漁は、世界的にみて日本と韓国（済州特別自治道）のみで行われている貴重な漁法である。日本国内では平成25年現在、17県において約1900人が海女漁に従事し、県下では、輪島市海士町を中心に約200人の海女が存在する。これは1地域の人数としては国内最大である。

古くから輪島周辺は豊かな漁場として知られており、大伴家持が詠んだ長歌や今昔物語からは、今より1000年以上も前に、アワビを探る海人が舳倉島周辺で活動していたことがうかがえる。

一方、現在の海士町の人々は、福岡県宗像市鐘崎から移ってきたと言われている。鐘崎から素潜り漁が伝播したとされる地域は九州を中心とするが、なかでも特に古い関係をもつとされるのが輪島である。

永禄12年(1569)には、鐘崎から数名の漁民が能登国羽咋郡赤庄村へ渡来し、鳳至郡の吉浦・皆月浦等で出稼ぎ漁を営んでいた。地元民はこの漁民を西国の海士と呼んだ。西国の海士達は、慶安2年(1649)10月には、鳳至郡地域内にある1000歩の土地(海士町天地)を加賀藩から拝領し、定住した。これが、今日の輪島市海士町の由来である。

定住後、海士町では、水産業に携わり生計を維持してきたが、夏場の漁撈活動として、今日にいたるまで重視してきたのが舳倉島、七ツ島、嫁礁などで行われる海女漁である。

輪島の海女たちは、潮流を指標とし海況を把握する知識、海上からのぞむ山や岬の重なり具合から漁場を測位する知識、空や風向から天気を予測する知識などの伝承知をもって海に関わってきた。また、呼吸を補助する器械を使わず、オービガネなどの簡単な道具だけを用いて、身体ひとつで貝類などを採捕する高度な潜水技術を受け継いできた。

現在まで海女漁が存続した重要な背景として地縁組織の存在がある。漁業者は、基本的に海士町を本拠とする自治会、舳倉島での居住に基づいた組割（アタリ）という二重の地縁団体に所属する。これらの組織は漁業にかかわる知識や技術の伝承母体となり、また独自に漁獲の制限を課すなど資源管理にあたっても重要な機能を有してきた。

以上から、当該地の素潜り漁は、海士町が鐘崎から移動してきた漁民集団の定着によって成立したという個性的な由来を伝える点、数百年の長きにわたる里海と身体との直接的な関わりのなかで育まれた豊かな自然知識と高度の漁撈技術を受け継ぐ点、強固な共同体組織が技術の継承や資源管理に重要な役割をはたしてきた点において地域的特色を見出すことができ、民俗学的に貴重であり、無形民俗文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。

輪島の海女による伝統的素潜り漁技術

